

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、基山町長から公共測量の実施について次のとおり通知があつた。

令和 8 年 2 月 3 日

佐賀県知事 山口祥義

- 1 作業種類 公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 8 年 1 月 16 日から同年 3 月 23 日まで
- 3 作業地域 基山町の一部